

川口市自主防災組織活動補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、市内の自主防災組織の運営に要する経費に対して補助金を交付することにより、防災意識の向上及び防災活動の推進並びに地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(補助の対象者)

第2条 補助の対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 川口市自主防災組織育成要綱に規定する自主防災組織（以下「組織」という。）
- (2) 川口市自主防災組織育成要綱に規定する地区防災連合会（以下「連合会」という。）

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象事業は、別表1に定めるものその他市長が特に必要であると認めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表2に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする組織又は連合会の代表者（以下「代表者」という。）は、様式第1号の申請書に、事業計画書、収支予算書その他市長が必要と認める書類を添えて、事業の実施前までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付決定又は不交付決定をし、様式第2号の決定通知書により代表者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 代表者は、前条の決定通知書を受領した場合において、当該通知の決定内容に不服があるときは、市長が指定する期日までに文書をもって当該申請を取り下げることができる。

(計画変更等の承認)

第8条 代表者は、事業の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、当該事由の発生後速やかに様式第3号の変更申請書により申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更に係るものにあつては、この限りでない。

- 2 代表者は、事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその原因及びこれに対する措置を市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、第1項の変更申請書の提出があつた場合又は前項の報告があつた場合には、交付の決定を取り消すことができる。

(実績報告)

第9条 代表者は、事業が完了したときは、様式第4号の実績報告書に、収支決算書その他市長が必要と認める書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、様式第5号の確定通知書により代表者に通知するものとする。

(補助金交付手続き)

第11条 前条の確定通知書を受理した代表者が補助金の交付を受けるときは、様式第6号の交付請求書に、同条の確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、組織若しくは連合会が補助金を他の用途に使用したとき、又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該取消しを受けた組織又は連合会に対し様式第7号の返還請求書により期限を定めてその返還を求めるものとする。

(財産処分の制限)

第14条 組織又は連合会は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

(関係書類の整備)

第15条 第11条の規定により補助金の交付を受けた組織又は連合会は、当該事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類を常に整備保管しておかなければならない。

(調査等)

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、組織又は連合会に対して報告を求め、又は当該職員に関係帳簿書類その他の購入品を調査させることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱による改正後の川口市自主防災組織活動補助金交付要綱の規定は、令和3年度以後の申請に係る補助金について適用する。ただし、令和2年度以前の補助金の交付に係る第9条、第11条の規定については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱による改正後の川口市自主防災組織活動補助金交付要綱の規定は、令和4年度以後の申請に係る補助金について適用する。ただし、令和3年度以前の補助金の交付に係る別表2（4条関係）の規定については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱による改正後の川口市自主防災組織活動補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の申請に係る補助金について適用する。ただし、令和5年度以前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表1（第3条関係）

補助対象概要

対象	区分	概要
結成	新規結成	新規結成に係る資機材及び倉庫（同表内参照）
資機材	初期消火資機材	消火器、大型消火器、可搬式小型動力ポンプ、組立簡易水槽、バケツ、防災服一式（※1）、その他初期消火活動に必要な資機材
	救助用資機材	のこぎり、パール、ジャッキ、チェーンソー、エンジンカッター、ウインチ、スコップ、ロープ、梯子、AED（※2）、ヘルメット（※3）、その他救助活動に必要な資機材
	救護用資機材	担架、救急箱、毛布、簡易トイレ、テント（※3）、ろ過浄水器、炊き出し用具、折畳みリヤカー、車いす救護用補助装置、その他救護活動に必要な資機材
	水害対策資機材	ボート、水中ポンプ、土のう袋、レインコート、長靴、防水シート、その他水害対策に必要な資機材（垂直避難に必要な資機材含む。）
	その他	発動発電機、長期保存可能な燃料（※4）、投光機、ランタン、メガホン、誘導旗（※1）、衛生用品、備蓄食料・備蓄飲料水（保存期間が5年以上のものに限る）、防災井戸整備費用（※7）、その他防災活動に必要な資機材
倉庫	防災倉庫（※3）	組織及び連合会の防災の用に供する資機材を保管するための倉庫
	水防倉庫（※3）	
訓練	消耗品（※5）	<ul style="list-style-type: none"> ・事前打ち合わせ会議等に必要な最低限の参加人数の飲料水等飲み物代 ・訓練当日の消耗品（飲料水、軍手、タオル等） ・訓練で使用する消火器の購入費用・消火薬剤の充填費用 ・訓練で使用する消耗品（ガソリン、薪、灯油、ガーゼ、三角巾等）
	材料費	炊き出し訓練当日に消費する非常食（豚汁、アルファ化米等）材料費
	会場使用料等	<ul style="list-style-type: none"> ・事前打ち合わせ会議や訓練当日の会場使用料 ・事前打ち合わせ会議や訓練当日に必要な印刷費
防災計画等	地区防災計画	<ul style="list-style-type: none"> ・新規・変更・更新に必要な校正費用
	防災マップ（※6）	<ul style="list-style-type: none"> ・新規・変更・更新に必要な印刷費用

留意事項

- ※1 防災服、誘導旗の作成にあたっては、別に定める川口市の仕様を基準とすること。
- ※2 AEDについては、リース契約も対象とする。ただし、契約期間中は毎年申請をすること。
- ※3 倉庫、テント及びヘルメットは、組織名を容易に消えない方法で省略することなく記載すること。その他、指定のない資機材については、納入後、可能な限り組織名を記載すること。
- ※4 長期保存可能な燃料については、缶詰タイプの燃料、カセットガスボンベなどを補助の対象とし、長期保存に適さない携行缶などによる燃料保管は補助の対象としない。また、燃料を保管する場合には、消防法その他の関係法令を遵守するものとする。
- ※5 炊き出し訓練に使用する材料費以外（弁当、惣菜、お菓子等）の食材料費、バス等借上げ料、防災研修センター等の利用料金、訓練参加者に配布する記念品代、傷害保険加入に係る費用、その他補助金の趣旨に合わないものについては補助の対象としない。
- ※6 防災マップについては、避難行動要支援者マップとして活用できるものとする。ただし、避難行動要支援者情報は、マップへの印刷をせずにシール等で位置を標記するなど配慮をすること。）

※7 防災井戸整備費用は防災井戸用のポンプ、水質検査に係る費用、防災井戸看板設置に係る費用とする。看板については〇〇（組織名）防災井戸と記載し、住民が容易に防災井戸と認識できる場所に設置すること。

別表 2 (第 4 条関係)

補助金の額

対象	対象経費	対象者	算出方法	補助限度額
結成	資機材の購入及び倉庫の購入に係る経費	新規組織	組織構成世帯数に 250 円を乗じた額に、組織割 300,000 円を加算した額以内で購入する資機材及び倉庫の合計額	800,000 円
		結成連合会	購入する資機材の合計額	1,500,000 円
資機材	資機材の購入及び点検整備に係る経費	組織	購入する資機材の合計額の 1/2	200,000 円
		連合会	購入する資機材の合計額の 1/2	400,000 円
倉庫	防災倉庫等の購入及び整備に係る経費	組織	防災倉庫等を新規に整備する場合又は整備した防災倉庫等が 7 年を経過し整備する場合に係る経費の合計額の 1/2	200,000 円
		連合会		
訓練	防災訓練の実施に伴い係る経費	組織(単独)	組織が単独で防災訓練を実施した場合、当該訓練に係る経費の合計額	40,000 円
		組織(合同)	組織が他の組織と合同で防災訓練を実施した場合、当該訓練に係る経費の合計額	それぞれ 30,000 円
		連合会	連合会が防災訓練を実施した場合、当該訓練に係る経費の合計額	120,000 円
		組織(共同)	組織が単独でその地区内の市との協定を締結した「洪水時一時緊急避難施設」と共同して、施設の特徴を踏まえた垂直避難訓練などを実施した場合、当該訓練に係る経費の合計額	70,000 円
防災計画等	地区防災計画又は防災マップの作成に係る経費	組織 連合会	地区内の全世帯に配布するため、又は変更等の理由により更新するために係る経費の合計額	75,000 円

注) 1 円以下の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

様式第1号

年度川口市自主防災組織活動補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川口市長

(申請者)

組織名

代表者 住 所

氏 名 町会長
自治会長
連合町会長

川口市自主防災組織活動補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

補助対象	結成・資機材・倉庫・訓練（単独・合同・共同）・防災計画等
事業内容及び目的	
事業実施・完了 予定年月日	年 月 日
事業総経費	円
交付申請金額	円
添付書類	1 事業計画書 別紙1 4 事業内訳書（※） 別紙3 2 収支予算書 別紙2 5 訓練事業計画書 別紙4 3 事業見積書 6 仕様書及び設置許可書等の写し
担当課処理欄	

※見積書が複数の場合又は見積書がない場合は作成

年度自主防災組織事業計画書

組織名

年 月 日	事 業 名	備蓄場所・設置場所(※)	備 考

※補助対象が資機材又は倉庫の場合に記載

年度収支予算書

組織名

収入の部

項 目	金 額	説 明
市補助金		自主防災組織活動補助金
町会費		
その他		
計		

支出の部

項 目	金 額	説 明
事務費		
事業費		
計		

年度事業内訳書

組織名

品目	数量	購入予定金額	見積書の有無	備考
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
小計				
消費税				
合計				

※見積書が複数の場合又は見積書がない場合に提出

※見積書がない場合は以下に理由を記載

 炊き出し訓練当日に消費する材料費（野菜等） その他（

）

防災訓練事業計画書

組織名

1. 実施年月日 年 月 日 ()
2. 事業名
3. 会場
4. 参加団体
5. 参加人数 名
6. 訓練項目及び訓練内容

訓練項目	訓練内容
備考	

様式第2号

年度川口市自主防災組織活動補助金交付(不交付)決定通知書

指令第 号
年 月 日

(あて先)

組織名

代表者 住所

氏名

様

川口市長 奥ノ木 信夫 印

年 月 日付けで申請のあった川口市自主防災組織活動補助金の交付については、次のとおり決定したので、川口市自主防災組織活動補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

補助対象	結成・資機材・倉庫・訓練（単独・合同・共同）・防災計画等
決定金額	金 円
支払方法	精算払
交付条件	1 事業内容及び予算を変更する場合には、市長の承諾を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更を除く。 2 事業を中止又は廃止する場合は、市長の承諾を受けなければならない。 3 事業が予定の期間内に完了しない又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。 4 事業の効果を検証し、評価を行うこと。

様式第3号

年度川口市自主防災組織活動補助金事業
変更（中止・廃止）申請書

年 月 日

（あて先）川口市長

（申請者）

組織名

代表者 住所

氏名 町会長
自治会長
連合町会長

川口市自主防災組織活動補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	指令第 号
区 分	変更 ・ 中止 ・ 廃止		
変更等の内容	変更前		
	変更後		
変更等の理由			
担当者処理欄			

様式第4号

年度川口市自主防災組織活動補助金事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 川口市長

(申請者)

組織名

代表者 住 所

氏 名 町会長
自治会長
連合町会長

川口市自主防災組織活動補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	指令第 号
補助対象	結成・資機材・倉庫・訓練（単独・合同・共同）・防災計画等		
事業実施・完了 年月日	年 月 日		
決定金額	円		
事業総経費	円		
添付書類	1 収支決算書 別紙5 4 防災訓練実施報告書 別紙6 2 領収書の写し 5 地区防災計画・防災マップ 3 訓練実施状況・購入品の写真		
担当課処理欄			

年度補助事業収支決算書

組織名

収入の部

項 目	金 額	説 明
市補助金		自主防災組織活動補助金
町会費		
その他		
計		

支出の部

項 目	金 額	説 明
事務費		
事業費		
計		

防災訓練実施報告書

組織名

訓練種別	
実施年月日 開始、終了時間	年 月 日 () 開始時間 時 分 終了時間 時 分
実施場所	
訓練参加町会	
訓練参加人員数	
訓練実施種目	
訓練使用資機材	

上記のとおり相違ないことを確認する。

年 月 日

川口市 消防署 分署長

※川口市防火防災訓練災害補償の申請した組織は、署名を必要とする。

様式第5号

年度川口市自主防災組織活動補助金確定通知書

川危管収第 号
年 月 日

(あて先)

組織名

代表者 住所

氏名

様

川口市長 奥ノ木 信夫 印

年 月 日付けで実績報告のあった川口市自主防災組織活動補助金については、次のとおり補助金の額を確定したので、川口市自主防災組織活動補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	指令第 号
決定金額		金	円
確定金額		金	円
(決定金額) - (確定金額)		金	円

様式第6号

年度川口市自主防災組織活動補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 川口市長

(申請者)

組織名

代表者 住 所

氏 名 町会長
自治会長
連合町会長

川口市自主防災組織活動補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

施行年月日	年 月 日	番号	川危管収第 号
補助対象	結成・資機材・倉庫・訓練（単独・合同・共同）・防災計画等		
決定金額	円		
確定金額	円		
交付請求金額	円		
添付書類	1 補助金確定通知書の写し 2 委任状（※振込み先を変更する場合のみ）		

委任状

(あて先) 川口市長

年 月 日

委任者 自主防災組織名 _____
(申請者) 住所 _____
氏名 _____

私は、下記の者を自主防災組織活動補助金の受領に関する権限を委任します。

記

受任者
住所 _____
(口座名義) カガナ
氏名 _____
電話 _____

振込口座番号

金融機関	銀行 金庫 農協	支店
預金種目 (○をつけてください) 普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義 (カタカナで記入してください)		

様式第7号

年度川口市自主防災組織活動補助金返還請求書

川危管発第 号
年 月 日

(あて先)

組織名

代表者 住所

氏名

様

川口市長 奥ノ木 信夫 印

川口市自主防災組織活動補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり返還を請求します。

返還請求金額	金 円		
返還期限	年 月 日まで		
返還を求める理由			
返還方法			
指令年月日	年 月 日	指令番号	指令第 号
決定金額	金 円		
確定金額	金 円		